

第2回 芦屋市障害者（児）福祉計画 障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成20年10月24日（金） 13:30～15:30
会 場	北館2階会議室3
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 堺 孰 委 員 久保崎 進 朝倉 己作 木村 嘉孝 齋藤 登 中野 久美子 山村 孝司 井上 邦子 永岡 英子 遠藤 哲也 姉川 昌雄 磯森 健二 欠席者 須山 徹 事務局 障害福祉課長 米田 ヒロ子 同 課長補佐 川原 智夏 同 主査 篠原 隆志 同 主事 茶嶋 奈美
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

アンケート等の調査結果報告について

2 審議内容

開 会

事務局：～ 開会・あいさつ ～

事務局：～ 2-(1) 計画策定のためのアンケート等調査結果の報告について ～
 アンケート調査

委員長：それでは、早速、皆さまから 6 ページから 13 ページまでで、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。

木村委員：7 ページの年齢ですが、身体障がいと知的障がいこれはアットランダムに答えたのだと思うのですが、該当者の年齢が身体の方は 20 歳未満が 3.4%、知的 32.4%、普通こはアットランダムにやったら、大体似たような傾向が出るのではないかという気がするのですが、これは非常にアンバランスになっています。これはどう理解したらいいのでしょうか。

委員長：アットランダムではなくて、全調査です。

事務局：知的及び精神障がい者の方は全員です。身体は 65 歳の肢体障がいのある方は介護保険の対象者であるとほぼ想定できますから、そこは外しました。それ以外の方について全員で 1,500 になるように、無作為抽出をしたのですが、やはり身体障がいの方ではかなりの割合で高齢の方が多いため、結果としては、こうなってしまったということだと思います。

事務局：先ほど説明を省いたのですが、11 ページに障がいの種類が出ておりまして、身体障がいの方については、内部障がいの方が非常に多いという結果が出ております。発症年齢も 60 歳以降の壮年期から発症されている方が多いので、その辺りで手帳の取得がかなり後のほうからされている方が多いということが関連しているかもしれません。

副委員長：今の関連で、2、3 ページの対象者数が身体と知的障がい者で 1,266 と書いてありますが、調査結果の内容は全部、身体と知的と分かれています。入り口 1 つで中 2 つという感じなので、2、3 ページは知的は全数で、身体はこれだけという数を入れておいた方がいいのです。後がそれと連動するわけですから、誤解を招かないほうがいいと思います。

遠藤委員：関連で少し教えていただきたいのですが、先ほどの 7 ページの知的障がいの方の部分では、成人になっていない方が多くて、成人の方が極端に少ないわけですが、日本全国だと全然違いますよね、逆ですよ。

これはどう読み取るかを教えていただきたいのですが、芦屋ではいわゆる地域で暮らしていない知的障がいをお持ちの方が、どこか他都市の入所施設とかに入られて、そちらに移られたりしているということなのでしょうか。

副委員長：回答されない方が、二十歳以上の方が多かった、というふうに私は理解しています。

事務局：二十歳未満の方は保護者の方が答える方が多いと思います。

副委員長：申し訳ないけど、前回、私は欠席していましたが、こういう事は調査しなくても手帳所持者の分析をしたら全部分かるのです。今、対象の全知的障がい者の三百何十の人たち分

析すればいいのですよ。調査された人だけを見ているから整合性が必要になるわけです。療育手帳を持っている人を全部抽出したらそれは分かります。これは出してもらった人だけの分析ですから、全国との整合性というのは全くないのです。

そういう項目が何項かあります。既に療育手帳を持っている人に対して調査をしているのだけど、療育手帳全体の数値というのは、調査する前から分かっています。ですから、今のご質問は的を射とる質問ですから、それに対してはちょっと答えにくいと思います。

委員長：では、これを参考資料として挙げますか。

事務局：例えば、これをご回答いただいた方の内訳というようなことを頭のところに付けるか。参考資料として別途、芦屋市の手帳所持者の年齢を入れてするか、その辺りでいかがでしょうか。

委員長：それでいいです。それと、先ほど仕事はしていないという方が非常にたくさん挙がってきていたのですが、ここで年齢を聞いたから、その理由が分かったので、年齢を聞いたのにはそれなりに意味がある。なので、手帳所持者の年齢については、別途載せるということではいただければと思います。

副委員長：もう1つ、芦屋市はずっと今までの歴史をひもとくときちんとした調査されています。直近では2年前にこういう調査しているので、この調査と今回の調査と連動して、どういう傾向が伺えるかというのが知りたいわけです。

だから、そういうところへ頭を向けてやらないと、調査に対して細かいこと言い合いしても策定にはならないと思うのです。厳密にきちんと数値も出ているでしょう。

事務局：これを立てるときには前回の設問項目を見させていただきましたので、この後で少し前回と比較できるようなものを作らせていただこうと思っております。

副委員長：だから療育手帳の等級とか程度については、療育手帳がある人の集計はすぐに出てくるはずだから、調査の項目を外せばいいのではないかということ言っているだけです。あと、就労とかそういうことについては、調査者との連動があるから参考にはなるのです。

遠藤委員：知的、精神が全員というのは今回初めてなのですね。

委員長：2年前の調査は全員ではないので、そういう意味では完全には連動しないと思います。では、次は22ページぐらいまで。

齋藤委員：私もずっと見て感じたのは、あとで検討するとき、やはり年齢層を押さえておかないと、誰が答えたかということでだいぶ変わってきます。

例えば7ページ見ていただいて、そこに身体の方と知的の方が出ていますけど、身体の答え

をやられた方はみんな 60 歳以上なのです。それから 60～69 歳、17.9%、29.0、80 以上が 20.4。これで 67.3%。これが答えになって、この年齢層ではね返ってきます。知的のところを見ていただいたら 20～39 歳と若い、いわゆる 40 歳以下で 70.5 です。こういう前提だということを、やはり頭の中に入れとかないといけない。精神のほうを見てもらったら分かるのですが、これは 40～69 が一番高いのです。そういう人が答えているという前提で、議論しなければいけないということが 1 つあります。

そういう人が歳とっていったらどういうニーズが出てくるかが大事になります。見ていると身体の方は割とご高齢の方が多いので、「特に困ってない」というのが一番にきているのですね。その辺が大事なポイントになりますので、やはり全体として、それをしっかり心に留めておかないと、分析が甘くなってしまうような気がします。

委員長：では、そういう年齢層であるということを念頭において、12 ページからです。「健康について」から「現在の生活」の回答者までのところで何かご質問、ご意見をお願いします。

遠藤委員：これも質問なのですが、19 ページの問 11 の収入をお尋ねしている設問で、身体の方の一番多いのはその他が 35.6%、その他というのは何なのですか。

事務局：推測ですが、例えば、60 歳以上の方が多いですので、国民年金や企業年金などではないかと思います。

遠藤委員：分かりました。

委員長：よろしいですか、ほかに。

問題点として、運動が不足しているということが顕著に見られているのですが、その結果として、15 ページに通院しているか通院していないかという回答で、高齢になると通院するは多くなるのですが、若いころの予防的な活動があれば、この 50 歳以上の通院している回数はもっと減るのではないかなと予測ができるわけですが、その点は皆さんいかがでしょうか。

そう単純には言えないかもしれませんが、50 歳から比較的通院している回数が増えているように見受けられますので、その辺り、運動が不足しているということと関連しているのではないかと思います。もしそうだとすれば、そういうプログラムを考えておかなければいけないと思いました。

では、続いて、今は 22 ページまで伺いましたが、23 ページから 35 ページまでの間でいかがでしょうか。

齋藤委員：30 ページの問の 20 で、ここは 190 と身体・知的が一緒になっているのですよね。このところ分けてもらおうと、多分、グラフの形が大きく違ってきて、知的はもっと短いとか、それが出るのではないかなと思うのです。そこを見ないで、どんぶりで見ちゃうと、身体の方と知的の方の人数が隠れてしまうのです。あとはみんな分けてあるので、できるならそこは分けたほうが良いような気がします。

委員長：回数ですけど、29 ページに身体障がいと知的障がいの症状の数値というのが少し詳しくでております。

齋藤委員：数は出ていましたね。

委員長：はい。この回数も知的と身体と両方分けるほうがいいのですか。

齋藤委員：違いが見れるのではないですか。

事務局：分かりました。

齋藤委員：何かヒントがあるような気がします。

せっかく問 20、21 で週当たりの回数と時間が出ていますね。やはり、精神の人は粘りがな
いとか、根気がないとか長時間働けないという話しがよく出ているのです。それで問 20、21
グラフと、それから 85 ページ、それが精神の障がいを持った人の週何回働いているかというのと
週何時間働きますかという数字が出ています。身体・知的というところは、一緒になっていま
すけど、身体の方は 33～40 時間、働いています。そして、精神の場合で一番多いのが 17～24、
それから 1～8 時間という形なのです。これは明らかにデータでこうなっているというのは、
多分、社会通念とも合致しているのです。ですから、そういう障がい者に対して、はそういう
働き方の形態、短時間勤務で働いている、こういうヒントがここに出ているのではないかなと
いうふうに思います。

委員長：精神の方たちは就労時間が続かないというような、一般的な理解があるけれども、こ
ういう数値からも出ていると。これについてはどうなのでしょう。だからといって、精神の
方たちにもっと継続して就労していただくような体制を作ったほうがいいのか、あるいは病状
でこういうことが出ているから、そのままこれを尊重したほうがいいのか。

齋藤委員：やはり個々に対応でしょうね。だから、精神ではグループ就労する方と、個人個人で
技能を高めて仕事に就く方。あとは、普通の人だったら 1人でできるのを、4人ぐらいのチー
ムで順番にやっていくグループ就労ですね。そういうやり方を東京辺りではやっていますから、
そういうヒントが隠れているような気がするのです。

委員長：こういうデータから、働き方を症状にあわせて用意する必要があるというご意見です
ね。

齋藤委員：あとジョブコーチをつけるとか、働く前に訓練を十分するとか。今、国の施策がそう
いう方向であれば、そういう施設、サービスが要りますということにつながると思います。

委員長：では、就労の仕方について、もう少し柔軟なワークシェアリングのようなことをして

ということでしょうか。ありがとうございました。

そういう一般的な通念が調査結果において明らかにされているというのは、とても貴重な調査だと思います。先ほどおっしゃったジョブコーチについては35ページを見ていただきましても分かりますが、「障がいの状況が仕事に合っていない」、身体も知的もそういうふうには出ていますが、では、どうすれば自分が働きやすい状況になるのかというのは、ジョブコーチをつけることも1つの解決策かと思います。

永岡委員：先ほどアンケートの時に、知的障がい者の場合は20代で、しかも家族、親が書いているということは、親が自分の子どもの成長過程において、どういう仕事に向いているかということ相談するチャンスはまずないですね。

1つは教育課程において、養護学校で障がい種別、能力別に編成されていますので、行くところがほとんど作業所なのです。だから、時間といっても作業所が開いている時間で決められているわけで、それも本人が頑張りたい時間なのか、喜んでいる時間なのか、苦痛な時間なのかというのは明らかに入っていません。作業所が開いているから、そこに預けているという意識も親はありますし、お世話になっているので、置いてもらったらそれでいいという長い歴史があります。

私たち、作業所をやっている人間についても、やはり少しでも仕事を覚えていこうと思ったら長時間しますけど、働く仕事の内容がとても少ないので、本人が好きかどうかよりも、作業所が見つめてきた仕事をさせているだけで、その歴史の中で、内容が本人にとってどうなのか一度も検討されたことはないと思うのです。

だからこれは、この中で明らかになっているというけれど、ほとんど明らかになっていない。内情として、障がい者自身の声というのはどこで反映されているかということは、この調査でも分からないです。

委員長：仕事については、教育期間中に親が相談する場所がないとか、本人の適性について検討する時期がないと、あるいは場所がないということで、こういうデータが出てきても、それが本当に実態を表しているのかどうかということは怪しいということですね。

永岡委員：この中で何方所か、相談がないという項目が随時に出ていますね。やはりそれが生の声で、当事者の声でもあり家族の声でもあると思うのです。何を相談したいかという項目がこの中には入っていません。相談したいけれど、私たちも何を相談していいのかわからなかったのです。行きたい作業所があるか無いかだけぐらいで、芦屋市内になれば、伊丹とか宝塚とか尼崎とかを紹介されて、そこに行くしかなかったわけです。

そういう中で、就労問題がこの支援法の中で定着したことを前提に、こういう調査されているわけですが、今までのことで何を变えなければいけないのかということ、ここできちりと議論しなければ、今ある制度、仕組みの中でいくら言っても浮き彫りにはされないと思います。

委員長：何を相談したいのかという項目がなかったということは、そうですね。自立支援法の

中で就労がとても重視されていますけれども、本人の適正に合った就労の仕方、あるいは就労内容、仕事内容というものが準備されていない。それを教育期間の間から用意していくためにはどうしたらいいかということが、ここでは明らかにされていない。ただ、相談する人は、誰に相談するかということは45ページなどに出ていますので、それをヒントにして、そちらの相談内容からデータを拾っていくということは可能だと思います。

それでは続けて、仕事について、福祉サービスについての36ページから、生活全般についての53ページぐらいまでのところで、ご意見、ご感想、何でもいただければと思います。

齋藤委員：結局、福祉サービスをいろいろ考える場合に、やはり就労というところも1つテーマになってくると思うので、あえて少し戻るのでですけど、34ページの「あなたが過去にしていたお仕事はありますか」という質問があります。34ページと、精神の場合は88ページを見ていただきます。ここで「働いたことがない」という項目を見てほしいのですが、身体の方は15.1%、知的の方は70.3%が働いたことがない。これは多分、若い人が答えていらっしゃるのですが、その段階では働いたことがない、それから、なかなかそういう場がないということだと思うのですが、精神の場合みてほしいのですが、これは4.8%と出ています。

精神の方は、大学進学者が一番多いのですが、大学を出て1回働いて、病気になってリタイヤする。精神の場合、ここでは再チャレンジというか、病状がよくなったら再チャレンジするようなプログラムとか、あるいはその施設とかそういうことが示唆されているようです。

だから、この就職という1つのゴールを目指す場合にもやはり持っている障がいの形によってかなりテーマが違うので、堺さんが言われたように、4年前と年齢構成がどう変わったのか、その変化を見ることも大事です。

今はクロスセクションで、ある時期に身体と知的と精神を。これは34ページと88ページ、こういうデータ、どれが優先順位と書いてあるかという見方をすると非常に福祉計画をつくる場合の参考になります。

永岡委員：身体のことについても、私が知っている身体障がい者といったら、脳性麻痺だとか機能障がいの内部疾患などの障がいを持っていらっしゃる方を私は多く知っていますけれど、その方たちは全く就労の機会は与えられていません。

だからここで答えられている70代以降というのは、私は今、心臓疾患手帳1種を持っていてまだ働いていますし、不自由にもなっていません。これが比較対象になるのかなと思うのです。それで、別に病気でなくて障がいの進行もなく、生まれつき脳性麻痺の方などは、例えばいろいろな機会、プログラマーになったとか、パソコンを使ったとかそういうのはたまに聞きますけど、やはり年齢とともに関節痛や腰痛が始まったり、歩行に困難があって介助者が付かないとかということで、仕事をクビになった方もいらっしゃるし、ましてやそういう人たちは、大抵身体障がい者で養護学校に行っていますから、進路の道が少ないということで働いたことがないというデータがかなりあるはずなのですが、そこでは回答者が少ないので浮き彫りにされていないというのはあります。

ここでいう働いたことがないというのは、これはもう全くもう、70代だったら働いてきた、あとの人だと思うのです。だから、これは違うでしょうと思うのですね。

委員長：これは「働いたことのない」の回答と、年齢とのクロスは今からでもできますか。

事務局：できそうです。

木村委員：身体、知的ということで分かれています、身体には内部疾患から肢体不自由から、視覚、聴覚、それぞれニーズの違うと思うのです。ですから、身体という1つのくくりでそろえて、それがどうこうということよりも、むしろ就労なら就労を考える時には、肢体不自由はどうだと、見えにくい方はどういう状態なのか、内部疾患の方はどういう状態なのか、それと先天的な障がいをお持ちの方と、それから、事故か何かでという、その辺をきっちりと把握しないと本当の施策というのは、私は出てこないと思うのです。

この数字を、ずっと見せていただいたのですが、これはこれで1つの意義があると思うのですが、やはり具体的に施策をどういうふうに作っていくかという時には、それぞれの障がいの特性というものに合わせた状況で施策が出てこない、身体だからといってひとまとめでやるというのはなかなか問題がある。ニーズがそれぞれ違いますから、厚生労働省に言っているけどなかなかやってくれません。

委員長：もちろんそうですね、障がい種別によって全部違いますから。これは、こういうふうに量的な調査で出すときに、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいというふうにずっと分けて、例えば就労について考えるというのは、現実的な話として可能なのでしょうか。

木村委員：厚生労働省は身体障がいとひとくくりにしていますけども、目の悪い方だけの団体がありますし、耳の悪い方だけの団体が入っているということで、それぞれの団体が、それぞれ厚生労働省に「うちはこちらだ」というやり方でやっています。

委員長：例えば視覚障がい者とか聴覚障がいの団体というのは全国組織があって、その全国組織の代表の方がいらしていると思うのです。ですから、例えば芦屋市でそういう団体の代表の方がどれだけの人口を代表しているかだと思うのです。それが量的に把握して、施策に反映するということがどこまで可能か、むしろ身体とか知的に分けて、この相談内容を分析した上で、例えば就労の仕方を考えていくとか、そういうふうにやっていったほうが、現実味があるように思うのですが、どうでしょうか。芦屋市内に、障がい者の全国組織の芦屋支部というのがあるのでしょうか。

事務局：身体障がい者福祉協会という大きな組織がありまして、その中に部会形式で、視力部会、聴覚部会、肢体部会に分かれていますけれども、実際にはそれぞれの部会の中でも、そんなに大勢の方全員が、皆さんの声を挙げられるような活動をされているかといったら、現実には違うかと思うのです。大きな身体障がい者福祉協会には、2,800人の方がおられますけれども、活動されているのはその1割程度です。おっしゃっている意味はよく分かるのですが、こういうニーズ調査といいますが、いろいろなことをするときに、障がいごとに分けたものを

してもどれだけの答えが返ってきて、どれだけそれに対応したものができるといのは、少し難しいかと思えます。

委員長：例えば45ページのところに挙がっている「相談するのはどなたか」という中で、最も多いのは家族ですけれども、対外的にいうと障がい者の相談支援事業所、三田谷さんとか、ハートフル福祉公社ですとか、そういうところで挙がってくる。その相談内容を分析していくことで施策を考えていくことのほうが現実的だと思うのです。量的に調査して把握するというのは、ほとんど不可能に近いのではないかなと思います。

他にございませんでしょうか。なければ、私が、気が付いたことですが、45ページの「相談をするのはどなたか」と105ページの「相談をするのはどなたか」のところで、精神の方たちの場合、障がい者相談支援事業所というのが少し少ないように思うのです。身体の場合は、本年度春からのハートフル福祉公社ということですが、精神の場合はもう少し前からやっていたように思うので、この数字は少し少ないように思うのですが、いかがでしょうか。

市役所の職員とかが受ける相談内容はもちろん反映されると思いますが、もしこういうところで挙がってくる相談内容を分析して、市の施策に反映するのであれば、この辺がもっとこういう事業所の相談内容がたくさん挙がってきたほうが、現実を反映しやすいかと思うのですが、いかがでしょうか。

齋藤委員：それも45ページと105ページを両方で見たいたいのです。105ページを見ていただいて、相談が一番多いのは、精神のところは家族が1番、病院・診療所が2番、3番が友達・知り合いというところ。身体の1番はやはり家族、2番が友達・知り合い、3番目が病院・診療所。知的の場合は家族が1番で2番が施設、3番が障がい者相談支援事業所。つまり、身体の場合は意外と施設はなく、知的は非常に施設が多いというのと、それから相談事業のところの障がい者相談支援事業所、これは確かに低いです。やはりこれは、できてまだ1年半か2年、そういう歴史的なものがあります。逆に精神のところが高いのは、県の保健所や保健センターの保健師が8.8、これは歴史があります。45ページ見ていただくと、保健所、保健センターの保健師2.3、知的の場合は1.1、そこには相談に行っていないのです。いわゆる何らかの機能でそういうのを補完している、歴史が今こういうふうになっていますということです。

ただ、おっしゃるようにニーズを把握しようと思ったら、相談支援をしっかりとしないといけない、充実させなければいけない。ただし相談受けても、しょせん入り口であって、ニーズを聞いただけで、あとはやはりグループホームだとか、いろんな最終サービス、ソリューションをやるのは、また別の施設が要るのです。つなぐだけ、聞くだけで、結局解決しないと不満はたまる。相談施設というのはやはり入り口なのです。それにはお金も施設も掛かるし、解決するにはそういうソリューションが要るということです。これは時間が掛かるお話でもあるのですが、そういうふうには私は見えています。

委員長：でも、相談件数が多いと、その中からこういうニーズがあるということアピールしていきやすいと思うのです。ですから、ハートフル福祉公社さんも頑張ってくださいですね。

齋藤委員：だから、市のほうでも一生懸命チラシ作ったりとか、普及・啓発をして、早く知っていただくためにいろいろな広報紙に出していただいたりとか、それはやってもらいたい。時間が掛かることでもありますけど。

委員長：ちょっとした不安や心配などを相談するところが欲しいということが多くあったと思うのですが、知的障がいの場合は40ページ、身体は39ページ、ここが結構大きくて31.8%と36.4%、精神の場合は46%です。このちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス、私はどう考えてもピアサポートが適切ではないかなと思うのです。ですから、何かこのピアサポートを促進するような仕掛けが有効ではないかなと。例えば、市役所、ハートフル福祉公社さん、メンタルサポートセンターまで行くとかでなくても、何かちょっと自転車で5分ほど走っていった所に同じような仲間がいて、ちょっと相談できて解決するとか、そういうような仕組みがとても有効ではないかなと考えたのですけれども、やはり、そういうようなことを促進するようなことは考えられないかなと思いました。

朝倉委員：1つだけ頭に入れておいていただきたいのは、友達がほとんどいません。ちょっとしたことの相談は、普通だったら友達です。なので友達と集まれるようにするのも必要だと思います。

委員長：そういう同じ付き合える団体に入っていると、入りたいとかという調査がありましたね。このところも、もう少しサポートする人がいて、ここでほっとする場があっちこちに設けられている、そういうことも有効ではないかと思っています。

副委員長：これから出てくる今後の課題ですね。この意味がそこにあるような、これは今後こういう課題をクリアしていくようにする必要があります。

井上委員：私たちの相談支援事業所の連絡会、福祉サービスについての36ページのところでちょっと気が付いたのですけれども、相談支援事業の連絡会の中で、実は事業所の連絡会の中でも、ヘルパーさんが見つからないよねとか、そういう悩みがやはりあるのです。それで、やはり今後利用したいものは、次のどれですかという質問に対して、ヘルパーさんを利用したいという回答がやはり多いですね。私たち事業所連絡会もヘルパーさんいないですねという悩みがあって、ここでやはり合致しているんだなと思いました。

近所のおばさんとかそういうことではなくて、専門のきちっと研修を受けた資格を持った、いわゆる専門職としてのヘルパーの育成というのを本当に早急に養成していかないと、どっちもが困った、困ったということになってしまって、昨日の夕刊でも介護報酬の引き上げということで言われて、これは障がい者に限らず高齢者のほうでも非常にヘルパーさん不足が叫ばれています。そしてヘルパーさんの高齢化がありますので、実際にヘルパーさんがいても、大きい男性の方だったりとか、若い方を介助するのはできないということもあるので、その辺は早急に、ちょっと課題として挙げていただけたらなと思っています。

副委員長：今、ヘルパー養成講座は減少傾向でほとんどないでしょう。

山村委員：そういう人がいれば、ちょっとした相談にも物れますね。

永岡委員：ちょっとした相談というのは関係の問題で、知的障がい者の場合のちょっとした相談は全部作業所が担うのです。私たちはそれを聞いて、代わりにやっていたりとか、ハンコのつき方が分からないとか、今度の市営住宅の家賃がどうにかなったらしいけどどうなっているのとか、聞きに行けばいいのだけど、市役所に行きたくないとか言ったら、私が一緒に行ってあげるみたいなことだとか、それは関係の問題なのです。

大きな施設になると、身体障がい者がたくさんいるのでなかなか相談しにくいということになるのですが、それを担ってきたのは小規模作業所の私たちが担ってきているのです。だから、いいところはそういうふうな形で残して、そのことを本格的に市の1つの施策の中に、そういう小さな窓口をつくっていくということの提案になるのだらうと思うのです。

今まであったことで生かされている部分もあるのです。だけど、それを形にすると敷居が高くなる。このところがあるので、敷居が高くないちょっとという意味での相談の場が必要だと思います。でもこのちょっとの中身が濃くて、ちょっとではすまない内容が、結構あるのです。

一言でちょっとというけど、私も「ちょっとではないだろう」と思いながら、「まあ、ちょっとにしとこうか」としたのですが、中身はちょっとではないのです。「ちょっとあなたに」という人が欲しいのです。ちょっとあなたにという、その関係性の問題が、作りあげられたらよいですね。

委員長：関係性の問題という指摘は大切だと思います。

副委員長：井上さんが困ってヘルパーが欲しいというとき、ヘルパーにも種類があるけど、どこに言いますか。

井上委員：ヘルパーさん利用をお願いするときは、もちろんヘルパーの事業所のほうです。

副委員長：事業所へ行くでしょう。ほとんどいないのではないですか。

井上委員：そうですね。

副委員長：何でいないのですか、事業所登録しているのに。先ほど言ったように、もう軒並み特養のガイドヘルパー養成講座やっていたけど、今はほとんどやってない。何でそんな風になってしまったのか、単価の問題なのです。

永岡委員：2003年のときは、ヘルパー2級とったら時給1,600円とかでよかったじゃないですか。私もその時に登録したのですが、あっという間になくなって、今900円台になって、夜勤に

なったら夜勤で 1,200 円でしょう、そりゃ、したくないですよ。そしたらどうしても片手間ヘルパーになってしまう。

副委員長：やはり単価も影響しているのではないかと思います。

事務局：それはもう確かにそうだと思います。

副委員長：それは国の政策です。

事務局：きつい仕事のわりにお給料は少ない。夜勤があったり、施設などはそういうことになります。

副委員長：国はそうだったら、ここで芦屋が単独で、そういうことをいくら補助するとか、今はできないと思いますけど、課題は課題ですね。井上さん、そういうことですよ。

井上委員：はい。実際に福祉職といっても施設で働く方と訪問系とでは、今もそうなのですが、うちのヘルパーさんは、やはりバイクで、雨が降って、こけて怪我したとかという事故が非常に多いです。施設のほうだとあまりそういうこともないのですが、やはり怪我が多いです。

委員長：国の制度がもう少し改善する見込みは、若干はありますけれども、芦屋市で独自に将来可能なのは厳しいでしょうね。まあ、借金が多いからですね。

事務局：移動支援事業は芦屋市の事業ですが、単価は芦屋市は高いです。それで、神戸市とか三田市とか宝塚市とかは単価が低いので、事業者さんは困っておられるのですが、芦屋と西宮と尼崎は移動支援事業については同じ単価で、比較的高い状況ではあります。

ただ、国のほうでやはり介護給付のほうの単価が変わらない、高齢者のほうも変わらない、それで高齢者のほうが多くを占めていますので、その部分が変わってこないとなかなか難しいかと。でも今、先ほどおっしゃったように国が抜本的な見直しということで、来年の4月に報酬を少し見直すということになっていますので、それがどれくらい上がるかというのが、今のヘルパー事業者さんの期待につながっていると思います。今はそういう状況です。

朝倉委員：ただ、今回の計画で市の使える金額というのはあるわけでしょう。達成する上において、この会でもって優先順位というのは決まるわけでしょう。

事務局：施策の優先順位はそうです。

朝倉委員：そしたらこの会で、優先順位が上になったら、そこに配分ということはできるでしょう。

磯森委員：具体的にどれだけの額というのは、まだ提示はしてないです。

朝倉委員：おっしゃることは分かるのですが、どこかの時点で予算がありますから、今回、我々が討議させていただいているこれがどういうふうに反映するかということなのですが、それが今のお話で、今ヘルパーさんのことが出た。そういうようにいろいろ出るでしょう。では、そこで、現在いくら使ったか、それは今の割合で他市に比べて少ない、多い、だから、じゃあこれはもう少し我慢してくれとか、じゃあこれはやっぱり少ないからもっと上げようというふうなことというのは、この会ではできるんでしょう。会での考え方を出すということで。

磯森委員：この会では計画をお作りいただきます。それに基づいて市は計画を決定し実施していかないといけないということがあります。その優先順位の中で優先度の高い分については市で一定協議して金額的なものに反映していかないと駄目だと思うのです。

朝倉委員：ぜひお願いします。ですから、くどいようですけど確認ですけども、この会議で決まった優先順位でもって何に最終的にここ、今回の計画、何年間の計画、エンドレスではないですよ。要するにここ2年、3年で、これを重点にいきましょうとか。

副委員長：私は市の肩持つわけではないですが、こんな短い会議でやれませんよ。それはものすごい実績が細かいのです。だから、数値をきちっと出して、それだけでも2、3時間やらないといけない。在宅支援のメニューはものすごくあるでしょう。ですけど、ここは優先順位に、話題に出たことは忘れないで受けとめてもらっているから、上のほうに置いてもらいたいけど、何を優先順位にするかという、発言されてないところでもたくさんあるのです。

だからここで、在宅メニューの優先順位を決めることはできません。在宅支援のメニューはものすごく分厚い資料です。西宮でも尼崎でもあるでしょう。あれを毎月、西宮では細かい在宅支援にいくらと出しているのです。ああいう分析をしていかんと、果たしてこれが取りすぎだから、減らさないといけないというやりとりをしないといけないのです。ものすごく複雑な長期的な計画と同時にやらないといけないのです。

永岡委員：芦屋市はしていないけれど、西宮はしているのですか。

副委員長：やっています。

永岡委員：西宮はやっているけど、何で芦屋はしないのですか。

副委員長：割合、件数が少ないから。

永岡委員：件数が少ないということはしやすいのではないですか。

副委員長：そりゃ、しやすいかも分からないけれど、作業は同じ作業をしないといけないのです。

永岡委員：同じ作業を、確かに一人ひとりですからね。だけど、他市がやっているのだったら芦屋もしたほうがいいですよ。

副委員長：そりゃ、やろうと思ったらできると思います。これは、市に聞いてもらったらいいけれど、僕は西宮を見るだけでも頭痛いぐらい、ものすごい在宅支援メニューがあります。

永岡委員：少し不安はあるのですが、多分、朝倉さんと私は同じことを言っているのかなと思います。要は私たち、過去にいろいろな事業するとき国がこうだからということがあまりにも多いので、「芦屋独自で何かの発想」という、芦屋で生きていくため、この魅力的な言葉に本当に期待をしているわけです。それが結局は金としてやないかと、国はこう言っているのならできないのではないかとと言われることに、妙に私アレルギーがあるのです。

副委員長：だから、国というのは、いったん交付税が何か出して、あとは市が丸投げされてやっている場合もあるでしょう。したがって、市の財布には限界があるのです。その中で優先順位を決めるという作業ですから、今ここで言ったのが優先順位の上へ行くよというのは限らないと言っているのです。

永岡委員：確かに限らないけれど、ただそこが総意で、珍しくこれだけ集まって、私などこういうところには本当にご縁なかったのですが、いろいろ勉強させてもらって、言いたいことも言わしてもらいますけれど、やはり何か見えてくるものがあるのだったら、そこが一番大事なもののね。

副委員長：それは大事、それは絶対大事です。

永岡委員：それが最も大切なのが地域で生きることだと思うのです。やはり、地域で生きるということは、住む、暮らす、金、生活費この3つでしょう。障がいがあってもなくても好きな人と暮らしたい、暮らす家が欲しい、そのためには稼ぎたい、金が欲しい、これは当たり前のことでしょう。

でも芦屋では、住宅地ということがあって働く所がない。だから、できる子は皆、他市へ行ってしまっていて、うちの子みたいな重たい子が地域に残っているのですが、残りたくて残っているからそれは別にいいのですが、残るなら残るなりの芦屋で楽しい生き方をしたいわけで、それをメニューとして出してほしいのです。

副委員長：永岡さん言われているのは僕も賛成ですけど、結局、重点目標をどこへ置くかという話になったときに、やはり僕は精神が遅れていると。この115ページ、今の相談のことで、本当にPSWを市の行政に置いてあげてほしいし、それから齋藤さんの所にもやはり1週間のうちに5日間、8時間貼り付けるぐらいの金銭的なフォローをしてあげないと、この入りたくないという人たち、これに表れているでしょう。ですから、お金の使い方の優先順位というと

きに、ここではなかなか言いにくいことがあります。あと、ここでやって審議会かけて議会でしよう。ですから、せっかく部長や課長が来ているからやってほしいということだけど、決定ではないということ、僕は言っているだけのことです。私もやってもらいたいのです。

磯森委員：私がお話しないといけない部分を副委員長におっしゃっていただいて、もう皆さんもご存じだと思うのですが、福祉だけが市の行政の事務ではありません。全体トータル考えて、その中で福祉に割り当てられる部分、そして、その中でどうしても優先順位を設けていかないといけないと思うのです。こういった計画を策定していただきますから、やはりそこで出たご意見、結果については福祉部門、障害福祉課をはじめ私も出ていますから、強く市の内部にも働き掛けていかないといけないと思っていますので、そういう意味で優先順位ということをお話していただきました。

副委員長：よろしくをお願いします。

朝倉委員：ついでに言わせていただきますと、前にも少し言ったと思いますけども、計画を作ったときに、前回のまとめみたいなのがありますけども、数字で測れるように、計算できるような目標にさせていただきたいです。できれば質も数字に表していただきたいのです。それと期間、いつまでによくしますというのを、よくというのを数字的にどういうふうにするのか。

失礼で申し訳ないのですが、民間会社ですと評価といいますのは絶対数字で分かりやすく、分かりやすいというのが公開しやすいもので、公開というのは透明性ということですが、今、民間会社はほとんどそれになっています。抽象的な表現で当初はいいですけども、あとの具体策のときはそれでは通らないというのが現状です。市のほうもぜひそういうことをお願いします。今、出ている案というのは、全部、非常に必要というのは分かりますので、それをぜひ数字的に表していただきたい。

中野委員：ちょっとした相談事ということありましたけども、ほんとにちょっとしたことというのは、専門的でもっと難しい重いものだというお話が先ほどからありましたけど、私の近くに視覚障がいの方がおられて、目のご不自由ということもあって、貯金通帳があるけど、どのハンコがどの通帳なのか分からないから見てくれとか、猫が迷い込んできたけど、どこにいるのか分からない、家の中にいるから見に来てくれとか、そのちょっとしたことは専門的ではなくて、たった5分でもいいから回りの近所の方にちょっと来てほしい。遠いところのお友達を呼ぶよりも近くの他人が来てくれたらいいという意味かなと、私はとっているのです。

私は民生委員の立場で今申し上げていますが、そういうお互いの理解が今はないのかな、勉強不足もあると思うのですが、もっと理解をし合って、そういう相談事にのれたらいいと、私はそういうふうに思いました。

齋藤委員：今の、ちょっとした相談というのは、問 28 です。その前の問 27 は「あなたが現在のサービスの中で今後利用したいものは次のどれですか」で、サービスを利用するための相談、これがメインで、あとちょっとした相談というのは専門的なこともあれば、軽いものもあると

質問の意味はそういうふうに、精神のところも大体そういうふうになっていると思います。

委員長：もう1つ、市民の理解が欲しいというのもありました。今の話と連動するかなと思います。もし市民に、3障がいに対する理解があれば、ちょっとした相談も一般市民にできるということは言えるのではないかと思います。

何を希望するかということも60ページに、これは知的障がいですが「もっと周囲の児童・生徒またはその保護者に理解してほしい」というのが21%あって、「設備を増やしてほしい」の次に高いデータが出ています。ですから、これが市民の間であれば、本当に、簡単に相談しやすいということですね。身体もそういうデータがあったと思うのです。

それから58ページの、市役所からも福祉に関する情報をもっと多くというか、もっと分かりやすくするとか、サービス利用の手続きを簡単にするというのは、知的も身体もどちらもとても高いのですが、市がすればいいのですが、必ずしもしなくてもいいとは思っています。例えば団体さんなどが、こういうサービスがありますよということをメンバーさんに会報で知らせるとか、あるいはこのサービスの利用にはこんなふうに書類を書けばいいのですよと、メンバーさんの交流会のときに説明するということがあれば、すごく効果的ではないかなと。市が難しい言葉を使って説明するよりも、同じお仲間同士で分かり合える言葉で説明すればさらに有効かなと思うのです。

私は自分の親の会ではそういうことをやっているのです。例えば、自立支援の医療費の変更があったとき、それについて会員さんたちはとても戸惑われたのです。その時に会で、皆さんの地域で交流会を持って説明をしたということで、分かってもらうことができました。

だから、市がお一人おひとりに説明するというのも効果はあるでしょうけれど、先ほども「市には行きたくない」という声も挙がっていましたし、民生委員もお一人おひとりというのも大変というか困難だと思うので、そういう親の会や当事者の会の代表になられる方に説明をして、その方が理解されたことを仲間同士で分かち合うということが有効ではないかと思いません。

永岡委員：今回のこの調査で、皆さんが求めているサービス利用という内容ですけど、それは多分、外部支援だとか、新たに自分の生活に対しての支援を受けたいときの事務とかで、そういうことを支援してくれるものが必要だと思います。

委員長：58、59ページでサービス利用の手続きを簡単にするというのと、情報をもっと多く、分かりやすくするというのは挙がっていますね。このサービスというのはどういう中身ですか。

永岡委員：療育手帳の申請だとか、税金などいろいろなのがありますが、それは年に1回ぐらいのことでそんなにややこしくはないのですけれど、それ以外のサービス利用で、新たに始まったサービスはこの個別支援で、本当にややこしいのです。例えば、認定を受けなければいけないとか、このサービスはこのサービスを受けられないとかいうのがあって、今言ったように受けたいサービスが通園・通学には使えないとか、そういうことの条件と必要利用度と内容と、そのことがまたややこしいのです。そういう内容が分かりにくくて、私が紹介するときもすぐ

く説明しにくいのです。

例えば、今まで「他人に家の中に入ってもらいたくない」と言っていた人がいよいよ体がしんどくなって、週に1回、ホームヘルプを使う、家事援助を使うというときに折り合いがうまくいかない。来てもらった人との人間関係がうまくいかない。サービスなのだけどサービスとは違うとか、金は払わないといけないとか、そういうことが分からないのですよね。

きちんと制度の整備というか、必要ニーズに符合されてないというのもあるのですが、今ここに出て黒い字で書いてあるように、「より良い個人の人間性を高めて暮らしやすい」とかいうことに照らし合わせると、すごく使いにくいということがあると思います。どのサービスというのは、多分、そのこと言っているのかなと思います。

事務局：おそらく、市役所に対するイメージがまずあるかと思うのです。分かりにくいものと思っておられる方が非常に多い。こちらとしてはできるだけお分かりいただきやすいようにということで、記入例といいますか、そういうものもきちんと入れて、この部分ですよということ網掛けにしてみたりいろいろ工夫してお出ししても、開かずにそのまま持ってきて「やっぱりここで書くわ」ということが非常に多いです。

全般に、役所のものはそういうことっていうのがまず1つあるのと、永岡さんが今おっしゃったように、この自立支援法に変わって、それぞれ全部個別対応しなければいけないそのサービスについて、一人ひとりに説明をした上で、あなたについてはそのご希望どおりできます、それからしにくいところがありますというご説明をしないといけない辺りで、煩雑な部分があるかもしれません。

永岡委員：定着してないということですね。障がい者側の希望と行政側の提供とが合っていない。

事務局：定着もあるかとも思うのですが、サービスの認定については、どうしても一人ひとりにお会いした上で状況をお聞きして決定しないといけないので、その辺りは一つひとつ丁寧にはさせていただきます。この丁寧さを求められるものがややこしいと思われる方はあるかもしれませんが、これはもうどうしようもないことなのです。

永岡委員：ここで数字が出ていることと言えば、こちらで想定しておかないといけないと思うのです。

事務局：この中身が、何をそれぞれの方が思い描いて書かれたかなというのがありますね。

永岡委員：私は、多分そうかなと思います。

副委員長：大体、社会保険、あれでもまともに分かっている人いませんね。変わりようは、ひどいのです。それは市がどうのこうの言う前に、国がものすごく複雑にしているのです。だからここ2～3年携わらないでいたら、これはさっぱり分からないと思いますよ。だから、これはまともだと思います。個別のときに嫌がらずにいけるようにすれば、自分にかかわりのあるとこ

だけはちゃんと行くと、しかし、全体像をつかもうなんていうのは土台無理な話なのですよ。

永岡委員：障がい者の人たちの話で、否定されたようなことを言われるように受け取ってしまうのです。無理よとか、まだよとか、もうこれがものすごくダメージが大きいのです。

副委員長：個別対応が人の頭数とか全部、言われているほど保証されていないのです。だから、言っていることと現実の間に、ものすごくしわ寄せがいつている。そのしわ寄せが皆、個人の弱いところへいく。この制度、非常に難しいですね。

事務局：難しいです。

委員長：もう少し、当事者の側も賢くならないといけませんね。

永岡委員：賢くというよりも、我慢していたことを言えるようにしてあげたいのです。我慢していたことは何かというと、外に出られない、働けない、金が欲しい、こういうことがちゃんと言えない風土があって、人の世話になって生きていくのにお金が欲しい、仕事がしたいなんてとか、私は、子どもに障がいがあるのに働いているので、「子どもの面倒もみんなと働くの」と、言われましたからね。だから、そういうことを変えていくというのは、実現していくかどうかではなくて、一言、声が出せるということ、大きくうたっていききたいですね。

副委員長：芦屋は今までご承知のとおり、作業所におんぶに抱っこされていた部分があると思うのです。けれど、これから働く場という1つの大きなセンターができるでしょう。そうするとあそこでの就労の場がかなり期待されていると聞いていますね。それに、学校が芦屋のほうにもできるし、もう卒業してしばらくたった人も、職業訓練ありますね、この人は重たい荷物を持ってこのぐらい行けますよ、運べますよとか、その子の特性が出ていたけど、適正な職場がなかった。だから、適正な職場の1つが福祉センターでできる可能性が出たということですね。この策定委員も非常に明るいものが1つはできるのと違うかと思いますが、いかがですか。

遠藤委員：関連で、堺副委員長がおっしゃるとおりであると僕も思いますし、先ほどのヘルプの団体がいろいろな活動をなさっていることもその通りだと思います。そしてこのアンケート、全体のところに少し触れますけれども、僕が一番感じたのは、54ページのところで、知的・精神は54ページ、精神が112ページで、「親しい人が地域に0人」というのが、これだけ多いということは、一言で言ったら孤立している障がい者の方が芦屋の中でこんなにあったのかというふうに感じました。

そこで、堺副委員長がおっしゃったように、これから福祉センターができるに当たって、そこがやはり今回の福祉計画についても密接なかわりを持ってくると思いますので、そこをいかに充実すべきかということが論点になってくるかと思っております。

実は先だって、市長がご参加された、地元の呉川町にできます地域の福祉センターの地元説明会があったのですけれども、お聞きの方もいらっしゃるかと思いますが、全員が全員賛成で

はない。快く受け入れてくれない方もいらっしゃるって、私は一地元の市民として、障がいを持っている父親の立場から、福祉センターに期待すると発言をさせていただいたのですけれども、それに対してもやじが飛びたいな悲しい思いをしたわけなのです。その中で、今度、福祉センターできるけど機能がないじゃないか、いろいろこれまで芦屋市に既にあるものを寄せ集めてくるだけではないのかというご発言もありまして、部長さん、ありましたね。じゃあその人たちが芦屋の中の障がいの人たちをどれだけ知っているのか、これだけ友達がいらないという人が、孤立感にさいなまれて暮らしているのではないかと、そういう人たちの想像力の中には欠けていたと思うのですが、そのことを分かってもらうことがやはり地域福祉でまちづくりだと思ふのです。そういうところがまだ今の段階で欠けている状況かなというのを、地元説明会に参加して感想を持ったわけです。

それで、1つご提案ですけれども、今回のこういったアンケートを大変な労力を持ち、作られたわけですし、これは記者発表とかされているのですか。

委員長：まだしていません。

遠藤委員：やはり、初めて知的・精神の方全員の芦屋市の調査をして、身体の方は抽出ですけども、そういった大規模なことをやってこれだけの孤立感を持った人たちがいるんだということ、メディアを通して、市としては社会啓発、市民啓発という意味からも知っていただく。でないと、ああいう「なんや突然こんな福祉センター作ることなんか、わしら知らなかったで」みたいな、そういうそもそもところの発言をされたのでは、これまでずっと13年間待ってきた、障がいだけではなくて高齢者の方、いろいろそういった方たちとの話し合いがつかないと思うのです。

だから、市の制度のいろいろな活動の大切さもそうですけれども、その市の責務としてそういったところの現状を、より多くの市民の方に知っていただく努力をしていただきたいなと感じました。

委員長：時間が迫っている中で上手にうまくまとめていただきました。孤立している障がい者が多い中で、そういう友達づくりだとか、市民の理解を得るような、そういう働き掛けも必要で、そのためには記者発表が一つ大きく役立つのではないかとご意見でした。

それで大変申し訳ないのですが、皆さんからほんとにご忌憚ない意見をたくさん伺いましたので、今まとめていただきましたこと、次の「サービス提供事業所ヒアリング調査」というのが資料2、3とあると思いますが、これをまとめて2分ずつでお願いします。

事務局：～ 2 - (1) サービス提供事業所ヒアリング調査 団体ヒアリング調査

委員長：では、まとめて資料2、3について、皆さま方のご意見をお伺いしたいと思います。間をおかずにご発言していただければ、有り難いと思います。

永岡委員：私などは、アンケートの内容もそうですけど、やはりこの資料2が、特に関心を持っています。特に課題意見というのは、もう尽きないほどあると思うのです。全部書いてほしいです。でも、先ほど言ったように、実際その方向性の中にもう少し具体的な方向性が、この会が終わるまでに作れたらなと思うのです。

朝倉委員：具体的に言いますと、この就労ですけども、市のほうで障がい者採用が現在までも身体だけだと思います。これにつきまして、知的精神のほうでも5年間ぐらいの計画をぜひ入れていただきたい。

委員長：では障がい者の採用として知的・精神をぜひこの5年間の間に加えていただくという要望ですね。具体的な方向性を示すという永岡さんのご意見ですけれども、例えば何かございますか。

永岡委員：例えば、自立支援法の制度である程度のことですけども、ただやはり私は作業所なのですけど、芦屋の中でどれほど、今までの作業所が担ってきたことも含めて新しい新体制のときに、どういったものが必要とされているのかということ一度深く考えてみたいと思うのです。そうしないと作業所としても移行できないのです。

だからそういう自分たちの置かれた、障がい者の方々が、地域の事業所を利用する場合でも、どういう形で移行すればいいのかというのがよく分からないので、個別の相談をしながらですけど、ここでやはり全体図を芦屋が目指すことを具体的にもう少し示してほしいし、意見を聞いてもらえるんだったら意見を引き受けたいと思います。

委員長：これは逆もないでしょうかね。現場の声を行政に反映して、こういうニーズを持っているんでこういう作業所が欲しいというのがよいのではないのでしょうか。

副委員長：永岡さんおっしゃるのは、事業者で計画立てるのはもう駄目なのです。連携して全体の地域でいかないと、この自立支援法の新体制移行はできない、下手するとつぶれてしまいます。それだから、法人同士の合併とか、小規模作業所を膨らましていとか、そういう連携を、今、言われているのだと思います。

朝倉委員：支援の問題ですよ。

永岡委員：ただそれは、20年ぐらいの歴史があって、それぞれの問題意識を持って、皆、立ち上げてきたという成り立ちを含めて知っているわけで、連動できるかどうかというのは、1つは制度の壁があったわけです。コーディネートとそれから情報の提供とかしてもらって、やれることは私はやりたいのですけど、今の話だととてもついていけない。

副委員長：結局、強者の論理の制度だから、要するに上手に策略を練ってやらないと利用者の障

がい程度と単価は結び付いているわけで、追いやられてしまったら潰れたりしてしまうのです。そういうこと言われているので、市がどこまでできるかは別にして、そういう心配はあるということは事実だろうと思うのです。本当に心配だと思います。ぎりぎりまではよう踏み入れないと思います。

永岡委員：そうです。実際、障がい者の方も働いていますからね。

副委員長：今日のニュースでは、「厚労省は抜本の見直しを考えない、社保審の審議も煮詰まらないほうがよいと考えている。7～8月に各障がい者団体からヒアリングを行ったが、これは言わないでくれというようなさまざまな事前調整があって、厚労省のまとめたい方向へ誘導していると思われる節がある」こうなのです。したがって、やはり入所型の施設は解体を意図しておるといことは間違いありません。抜本的改革は見えないというのが今日の情報です。

確かにそういうことで、33回も議事録を読んだら、保育所の問題、児童養護の問題、お年寄りの問題も全部、あれだけのものが皆出てきていました。そうだけど、永岡さん、国は何を優先順位を決めてこうやろうというのはできないと思います。問題点はばあっと出てくるけれど、何から手を付けるかということは、国の財政がこういうことだからできないと。だから芦屋市などは、その中で丸投げされてしんどい中でやっているわけだから、本当によくやるなと思うのです。だけど今日は、部長さんも、課長さんもいらっしゃるから、聞いていただいて、次の会合は20日にもう1回やるのでしょうか。それまでに、時間の配分をもうちょっと上手にしてね。今後、これからの流れで、もっと知恵を絞った話しをしないといけませんね。

永岡委員：それでもやはり、過去のことと言うけれどね。

副委員長：そう、言うけれど、今後のことに、やはり建設的な意見とかいろいろなことを言って盛り上げていかないと、この会は無駄になります。

遠藤委員：それに関連して、すぐ終わります。本当に今日も皆さん方の素晴らしいご意見を拝聴してとても勉強になったのですけれども、この前、第1回の会議録を送っていただいて読んだのですけれども、これは単なる要旨ですか。この前の福祉計画の作成のときとか、もっとかなり話したことを、きちんとテープ起こしされていらっしゃるのですけれども、今回はかなり大ざっぱなもので、これを会議に参加されていない方が読んでも分からないです。これはホームページにアップされる分ですか。これでは全然分からないと思います。

私の部分のところでも趣旨、発言が違つように書かれてあるので、そういったところとか、私も仕事でこういうシンポジウムとか座談会などを短くまとめることはあるのですけれども、やはりその人が言いたい一番ポイントのところを要約する場合は、その時にどう受け止めたらいいいのか分からなかったら、後ほどきちんと確認した上でしますし、それにこれまでの、他都市などや国の社会保障審議会もそうですけれども、議事録はもっと詳しく書いています。西宮市も毎回毎回で、だいたいの冊子のページ数になっていますし、芦屋市自身もほかの計画の時はもっと詳しいので、そこを省かれたら、結局何を言っているのか、多分市民の方

に伝わらないと思います。情報公開というのは、そういう意味ではないかと思いますが、そこは、少し注意をしていただきたいと思います。

委員長：これはもう、そのとおりでございますので、事務局のほうで、議事録をほとんどテープ起こしに近い形でやっていただければ、有り難いと思います。それで、これによろしいかという確認をホームページに上げられる前に、発言者の方たちに全部送っていただきますことをお願いしたいと思います。

齋藤委員：今、市はもっと詳しく上げると簡単に言われていますけれども、僕はいつも福祉課のところを通ると、20時半ころ散歩していても、遅くまで電気つけてやられていて「大変だなあ」と思って、本当にできるのかなというか、簡単にできるかと。そして一方では、サービスの利用の手続きを簡単にして、人が少ないのではないかなと僕は思うのです。逆にちょっと中でローテーションされたほうがいいかなと、提案なのですけどね。福祉課は少なすぎると思います。

磯森委員：実際問題、障害福祉課もほとんど連日、かなり遅くまで残って、この業務があるからというのではなしに通常業務もありますので、ただ、議事録の点については、今、ご意見いただきましたし、やはり正確なものを上げさせていただかないと意味がありませんので、その点は頑張らさせていただきます。

姉川委員：この資料4は、また次回ですか。

事務局：実は今回は中間まとめのところに入っていないと、時間がないのですが、どうしましょうか。では、5分ほどいただければ、先ほどおっしゃられた仮称ですけれども福祉センター関連ことが出ておりますので、そこだけを少し、説明させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長：それでは、資料の説明を5分間だけお願いします。

事務局：～ 2 - (1) 障がい者(児)福祉計画 第4次中期計画の検証 ～

委員長：時間配分が悪くて申し訳ありませんでした。

第4次中期計画検証の結果の部分見ていただいて、どうぞお帰りになってもう一度よくお読みいただきまして、次回の委員会に反映させられるようによろしくお願いしたいと思います。

何だかんだと言いながら、人数が少ないのではないかなというような、市側へのご配慮の言葉もいただきました。行政も頑張ってくださいまして、市民も当事者も頑張りますので、芦屋市の障がい福祉計画が本当によりよいものになりますようにと、これが契機になれば有り難いと思います。

今日はお話できませんでしたが、ご意見伺えませんでしたので、こういうのもあるという方は、

どうぞ市にファックス、メールでも結構ですので入れていただきたいと思います。

どうも長時間ありがとうございました。

3 その他

次回日程決定 11月20日(木) 1:30～